



【お問合せ先】

近畿農政局 消費・安全部消費生活課

担当者：柏、前原

ダイヤルイン：075-414-9771 FAX 番号：075-417-2149

- 「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について」（令和4年1月5日（令和4年1月28日一部改正））の周知について

新型コロナウイルス感染症対策に関して、厚生労働省より「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について」（令和4年1月5日（令和4年1月28日一部改正））が発出されました。

上記事務連絡では、①オミクロン株患者の濃厚接触者の待機期間については、現時点までに得られた科学的知見に基づき、最終曝露日（陽性者との接触等）から7日間とし、8日目に待機を解除とすること、②①の濃厚接触者のうち、社会機能の維持のために必要な事業に従事する者について、各自治体の判断により、待機期間の7日を待たずに、4日目及び5日目の抗原定性検査キットを用いた検査で陰性確認できた場合でも、5日目に待機を解除する取扱いを実施できること等をお示ししております。

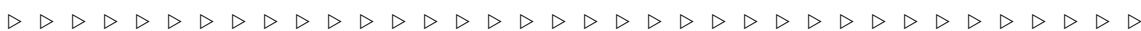
詳細につきましては、以下の URL を参照願います。

「厚生労働省ホームページ」（外部リンク）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000889667.pdf>



メール情報の配信停止・配信先変更ご希望の方は、その旨を記載し、このメールに返信願います。



---

近畿農政局 地方参事官室（京都府担当）

〒602-8054

京都市上京区西洞院通下長者町下る丁子風呂町

TEL：075-414-9015

FAX：075-414-9057

E-MAIL：[kinki\\_sanjikan\\_kyoto@maff.go.jp](mailto:kinki_sanjikan_kyoto@maff.go.jp)

---